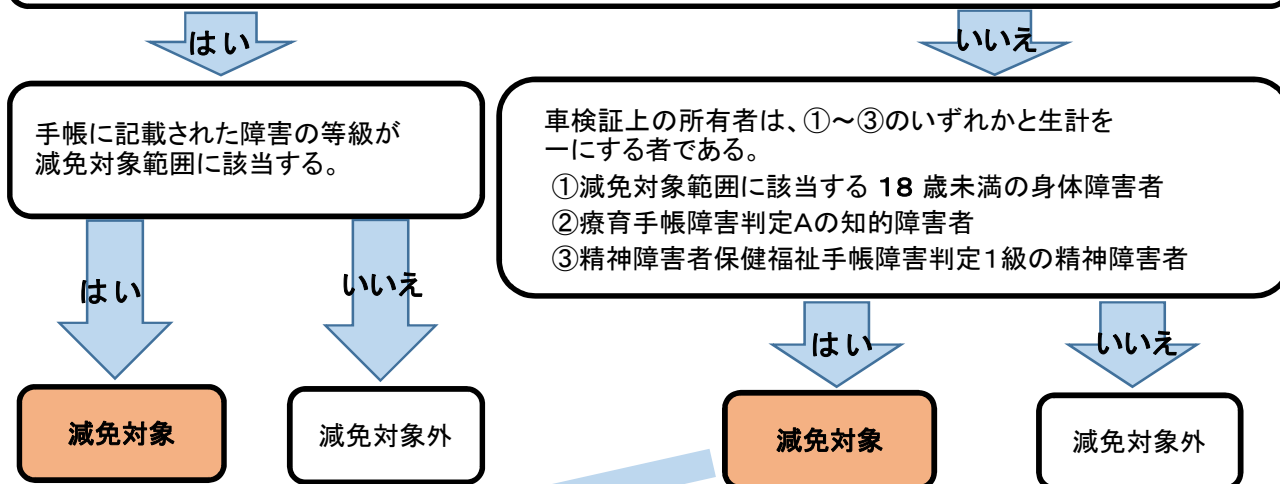


## 身体障害者等の軽自動車税減免制度について

○減免要件 次の図を参考に、車両が減免対象であるかどうかご確認ください。

課税される年度の4月1日時点で、減免を受けようとする軽自動車等の車検証上の所有者(※4)は、身体障害者/療育/精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者である。



※減免対象の場合でも、注意事項を必ずお読みください。

### 【注意事項】

- ※1 身体障害者等のために使用(通学・通院など)される軽自動車に限ります。
- ※2 運転者が障害者本人あるいは本人以外かどうかで、減免の範囲が異なります。
- ※3 減免は、軽自動車・普通自動車を合わせ1人1台のみとなります。 ※事業用車両・小型特殊自動車は対象外です。
- ※4 ローンで購入し所有者が法人である場合は、使用者が障害者本人であることが要件となります。
- ※5 構造が身体障害者や精神障害者のために改造してある場合は減免の条件が異なります。
- ※6 運転者が同居の家族でないまたは世帯分離している場合は、生計同一証明書又は常時介護証明書が必要です。

・戦傷病者手帳をお持ちのかた  
・上記以外の手帳をお持ちのかた

・・・ 県福祉政策課にて交付  
・・・ 市福祉課障害福祉係にて交付

### ○必要書類

- ・軽自動車税減免申請書(身体障害者等の減免)
- ・軽自動車税納税通知書
- ・生計同一証明書または常時介護証明書(上記※6に該当する場合)
- ・身体障害者(療育・精神障害者保健福祉・戦傷病者)手帳
- ・運転者の運転免許証 ※マイナ免許証の使用については、税務課諸税係にお問い合わせください。

## 身体障害者等の軽自動車税減免制度について

障害の区分		障害者本人が運転する場合		家族や常時介護者が運転する場合	
		身体障害者手帳	戦傷病者手帳	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
視覚障害		1級から4級	特別項症から第4項症	1級から4級	特別項症から第4項症
聴覚障害		2級及び3級		2級及び3級	
平衡機能障害		3級		3級	
音声機能障害（咽頭摘出者に限る）		3級	特別項症から第2項症	/	/
肢体不自由	上肢不自由	1級及び2級	特別項症から第3項症	1級及び2級	特別項症から第3項症
	下肢不自由	1級から6級	特別項症から第6項症及び第1項症から第3款症	1級から3級	
	体幹不自由	1級から3級及び5級			特別項症から第4項症
	乳幼児期以前の比進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級 （一上肢のみの運動機能障害を除く）	/	
移動機能		1級から6級	1級から3級 （3級の場合、一下肢のみの運動機能障害を除く。）		
心臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症	1級及び3級	特別項症から第3項症
じん臓機能障害					
呼吸器機能障害					
小腸の機能障害					
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級、3級及び4級			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級	/	1級から3級	/
肝臓機能障害		1級から3級	特別項症から第3項症	1級から3級	特別項症から第3項症
知的障害		療育手帳の「障害程度（総合判定）」欄にAと記載されている方。			
精神障害		精神障害者保健福祉手帳に1級と記載されている方。			

### 【ご注意】

- ※ 三・四輪以外の車両の減免は、障害者本人運転の場合に限ります。
- ※ 「身体に複数の障害を有する方」の場合は、身体障害者手帳に記載されている「障害程度級」の等級をそれぞれの障害の区分の等級とし、いずれか一つでも上記対象範囲内であれば減免の対象となります。